

歯科材料 2 歯冠材料
管理医療機器 歯科切削加工用セラミックス (70805000)

IPS エンプレス CAD

【形状・構造及び原理等】

[形状]

本品は、CAD/CAMシステムで切削加工するセラミックス製のブロックである。

種類	色調
HT ブロック	A1,A2,A3,A3.5,B1,B2,B3,C2,D3,100,200,300
LT ブロック	A1,A2,A3,A3.5,B1,B2,B3,C2,D3,100,200,300 BL1,BL2,BL3,BL4
Multi ブロック	A1,A2,A3,A3.5,B1

ブロックの寸法 (単位:mm)	幅	長さ	高さ
V-12	7	12	18
I-8	8	8	15
I-10	8.5	10	15
I-12	10	12	15
C-14	12	14	18
C-14L	14.4	14.4	18

[成分]

成分	二酸化ケイ素、酸化アルミニウム、酸化カリウム、 酸化ナトリウム、酸化カルシウム、その他
----	--

【使用目的又は効果】

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、
歯科セラミックス製補綴物の作製に用いる。

【使用方法等】

1. 口腔内を光学スキャンして治療部位の3次元画像情報を収集する。
2. 治療部位に適合する色調及び寸法のブロックを選択する。
3. コンピュータ支援設計・製造ユニットに3次元画像情報を取り込んで、修復物の設計を行う。
4. 設計に従って、コンピュータ支援設計・製造ユニットにより選択したブロックを切削加工する。
5. 通法によりステイン及びグレース焼成後、治療部位に接着性セメントで合着する。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- ・ブロックを切削する際、粉塵を吸引しないようにフェースマスク及び吸塵器を使用すること。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- ・本品の使用により発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫瘍、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診察を受けさせること。
- ・本品を必要最小厚さ以下に形成しないこと。
- ・ブリッジ修復には使用しないこと。
- ・通常のセメント合着で本品の修復物を連結しないこと。
- ・歯肉縁下深部のプレパレーションには本品を使用しないこと。
- ・歯軋り患者あるいは悪咬合癖患者へは本品を適用しないこと。
- ・著しく口径が低下している残存歯修復には本品を使用しないこと。
- ・ベニア修復の際は、築盛層の厚さが過剰にならないようにすること。
- ・CAD/CAMシステムと互換性がない切削機器で本品を形成しないこと。
- ・本品を形成する際、適切なグラインディングインストルメントを使用して切削すること。
- ・焼成前には必ず形成後の修復物を酸化アルミナでのブラスティング、スチーマーまたは超音波洗浄などによりグリースや汚れを洗浄すること。
- ・ファーンレスで焼成する際、ハニカムトレーを使用すること。
- ・本品の形成後、セメント合着する際、コンディショニングすること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

[製造販売元]

Ivoclar Vivadent 株式会社
電話 03-6801-1301 Fax 03-5844-3657
www.ivoclarvivadent.jp

[製造元]

Ivoclar Vivadent AG (リヒテンシュタイン侯国)